

聖マリア学院大学 内部質保証の方針

聖マリア学院大学（以下、「本学」という。）は、内部質保証を推進するため、以下のとおり「内部質保証の方針」を定める。

1. 内部質保証の基本的考え方

- 1) 本学は、建学の精神に基づく教育理念、教育目標並びに中長期計画をはじめとする各種方針等の実現に向け、諸活動について組織的、計画的に点検評価を行い、その結果に基づき改善に向けた取組みを推進することにより、教育研究水準の向上を図る。
- 2) 自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるため外部評価を実施する。
- 3) 社会に対する説明責任を果たすため、自己点検評価結果を公表する。

2. 内部質保証の体制（各組織の役割、責任）及び手順

- 1) 全学（課程レベルを含む）における内部質保証の推進に責任を担う組織として「自己点検・評価総括委員会」を置く。自己点検・評価総括委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価を実施、その結果の公表等を行う。
- 2) 大学及び教授会に設置する各委員会等組織並びに部署等（以下、「各委員会組織等」という）は、所轄する事項に関し、取組の推進並びに点検評価を行い、必要な改善、質向上に向けた取組を行う（随時教授会と取組報告等の連携）。また、自己点検・評価総括委員会の求めに応じ、同委員会へ点検・評価結果等の報告を行う。
- 3) 自己点検・評価総括委員会は、各委員会組織等と連携を図り、大学等の諸活動に関する自己点検・評価を実施する。
- 4) 自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるため、学外者を含め構成された外部評価委員会からの評価を得る。
- 5) 自己点検・評価総括委員会は、自己点検・評価の結果を、教学マネジメント会議（学長）、政策企画会議等の大学方針を定める会議（以下、大学方針を定める会議）、並びに教授会へ報告し、教学マネジメント会議等（学長）は必要に応じ、各委員会組織等に対し改善等に関する大学方針を示す。
- 6) 各委員会組織等は、自らの点検評価結果、並びに自己点検・評価総括委員会、大学方針を定める会議、教授会、外部評価委員会等の意見を踏まえ、改善に向けた取組を推進する。
- 7) 教職員（科目等レベル）は、自らの点検評価結果、組織としての点検評価結果等を踏まえ、改善に向けた取組を推進する。また大学（担当組織）は、教職員等を対象としたFD・SD活動を実施し、教職員の資質、能力の向上に努める。
- 8) 自己点検・評価結果は学内に公表・共有するとともに、ホームページにおいて学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。